

住宅建築等完了報告書の 提出について

住居の新築・増築・改築・移築・修理若しくは購入，又は敷地の購入が完了したら，直ちに，「完了報告書」に下記の必要書類を添付して，当支部長あて提出してください。

記

1 提出期限

貸付け申込書に記載した完了予定日から2か月以内

工事等の遅延により，期限内に完了報告書を提出できない場合は，規定による「完了遅延届」を提出してください。

2 借受人が完了報告書に添付する書類

- ・住宅の新築・増築・改築・移築の場合……………住宅の登記簿謄本
- ・住宅の修理の場合……………領収書の写し及び工事の完成部分の写真
- ・住宅及び住宅の敷地の購入の場合……………住宅及び敷地の登記簿謄本